第三種郵便物認可　昭和二十五年三月三十一日

平成２６年（フ）第７１号
兵庫県尼崎市金楽寺町２丁目７番30―108号、前住所兵庫県尼崎市北大物町５番６号
破産者　大野　友美
1　決定年月日　平成26年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３５号
徳島県三好市池田町佐野影2229番地１
破産者　中川　洋二
1　決定年月日　平成26年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所美馬支部

平成２５年（フ）第６３号
香川県善通寺市吉原町1297番地２、破産手続開始決定時の住所香川県善通寺市吉原町1380番地14
破産者　竹森　　彰
1　決定年月日　平成26年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第２１３号
長崎県西彼杵郡長与町岡郷549番地２
破産者　磯　　茂雄
1　決定年月日　平成26年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２３号
宮崎県日向市中堀町２丁目22番地１
破産者　児玉るみ子
1　決定年月日　平成26年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第３０号
石川県珠洲市上戸町南方エ字72番地３
破産者　説田由美子
1　決定年月日　平成26年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２６年（フ）第４２号
福岡県春日市日の出町３丁目２番地１アーベインビオ春日６―1105号
破産者　篠崎　好智
1　決定年月日　平成26年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７１６号
福岡市中央区薬院４丁目９番15号
破産者　大城　陽介
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９７６号
福岡市東区和白丘１丁目21番２―601号
破産者　柴田　健二
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４７号
福岡市城南区東油山２丁目２番８号
破産者　安部　栄治
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４５６号
福岡県大野城市中央２丁目４番17号白垣コーポ201号、破産手続開始決定時の住所福岡県筑紫野市大字山家4288番地３
破産者　白垣　　徹
1　決定年月日　平成26年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０１０号
福岡市南区井尻２丁目47番20―701号
破産者　佐藤　貴雅
1　決定年月日　平成26年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３４２号
札幌市北区新琴似９条11丁目３番18号
破産者　笠木　久子
1　決定年月日　平成26年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４５４号
札幌市北区北21条西８丁目３番12―403号
破産者　坂根　信二
1　決定年月日　平成26年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９０号
埼玉県越谷市南町２丁目13番13号　ベアーズストーリー106号
破産者　鈴木　圭一
1　決定年月日　平成26年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第９７号
東京都台東区松が谷２丁目12番１―204号レガスタ浅草
破産者　秋山　　誠
1　決定年月日　平成26年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３８５号
秋田県山本郡三種町豊岡金田字和田192番地１、開始決定時の住所東京都町田市南つくし野２丁目15番地24
破産者　高橋　俊博
1　決定年月日　平成26年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３４７号
滋賀県野洲市小篠原925番地３　コスモ野洲607号
破産者　ねぼけこと　小泉　勝美
1　決定年月日　平成26年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４４２号
兵庫県神崎郡福崎町福崎新279番地
破産者　尾上　道一
1　決定年月日　平成26年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部